

2017年7月7日の「JRキューボ」スタートに伴い、特約の一部を変更及び規約を新設いたします。変更点は以下のとおりとなります。尚、「JQポイント取扱規則」、「SUGOCAポイント取扱規則」は、2017年7月6日をもって廃止いたします。

■ながさき ALL IN ONE JQ SUGOCA に関する特約 新旧対比表

改定前	改定後
第2条(会員) 1.本特約ならびに長崎銀行普通預金規定、長崎銀行総合口座取引規定、長崎銀行カード規定集、九州カード会員規約、長崎銀行キャッシュ・クレジット一体型カード規定、ICカード乗車券取扱規則、SUGOCA電子マネー取扱規則、SUGOCAオートチャージサービス取扱規則、SUGOCAポイント取扱規則、JQポイント取扱規則、SUGOCAに関する特約等を承認のうえ、3社に利用を申し込み、3社が適格と認めた方を本会員とします。 2.本会員が指定した家族で、3社が適格と認めた方1名を限度として家族会員とします。なお本特約では、本会員と家族会員の両者を会員とします。 第13条(機能・サービスの停止等) 1.3社は、会員が次のいずれかに該当する場合、本カードの機能、サービスの一部又は全部を会員に通知することなく停止(機能・サービスの停止)できるものとします。 ①、② (略) ③ 会員が別途定める「ICカード乗車券取扱規則」、「SUGOCA電子マネー取扱規則」、「SUGOCAオートチャージサービス取扱規則」、「SUGOCAポイント取扱規則」に違反した場合。 ④ (略) 2～8 (略) 第16条(特約の適用) 本特約に定めがない場合は、「長崎銀行キャッシュ・クレジット一体型カード規定」及び本カードのキャッシュカード機能については「長崎銀行普通預金規定」、「長崎銀行総合口座取引規定」、「長崎銀行カード規定集」、クレジットカード機能については「九州カード会員規約」を、JRR九州のSUGOCAカードとしての機能については、「ICカード乗車券取扱規則」、「SUGOCA電子マネー取扱規則」、「SUGOCAオートチャージサービス取扱規則」、「SUGOCA電子マネー取扱規則」、「JQポイント取扱規則」、「SUGOCAに関する特約」をそれぞれ適用するものとします。 本特約と「長崎銀行普通預金規定」、「長崎銀行総合口座取引規定」、「長崎銀行カード規定集」、「九州カード会員規約」、「ICカード乗車券取扱規則」、「SUGOCA電子マネー取扱規則」、「SUGOCAオートチャージサービス取扱規則」、「SUGOCA電子マネー取扱規則」、「JQポイント取扱規則」、「SUGOCAに関する特約」、「長崎銀行キャッシュ・クレジット一体型カード規定」が相反する場合には、本特約が優先されるものとします。 但し、本特約が「SUGOCAに関する特約」と相反する場合には、「SUGOCAに関する特約」が優先されるものとします。	第2条(会員) 1.本特約ならびに長崎銀行普通預金規定、長崎銀行総合口座取引規定、長崎銀行カード規定集、九州カード会員規約、長崎銀行キャッシュ・クレジット一体型カード規定、ICカード乗車券取扱規則、SUGOCA電子マネー取扱規則、SUGOCAオートチャージサービス取扱規則、 JR九州が定める「JR九州Web会員規約」並びに「JRキューボ利用規約」 、SUGOCAに関する特約等を承認のうえ、3社に利用を申し込み、3社が適格と認めた方を本会員とします。 2.本会員が指定した家族で、3社が適格と認めた方1名を限度として家族会員とします。なお本特約では、本会員と家族会員の両者を会員とします。 第13条(機能・サービスの停止等) 1.3社は、会員が次のいずれかに該当する場合、本カードの機能、サービスの一部又は全部を会員に通知することなく停止(機能・サービスの停止)できるものとします。 ①、② (略) ③ 会員が別途定める「ICカード乗車券取扱規則」、「SUGOCA電子マネー取扱規則」、「SUGOCAオートチャージサービス取扱規則」、「 JR九州が定める「JR九州Web会員規約」並びに「JRキューボ利用規約」 、SUGOCAに関する特約等に違反した場合。 ④ (略) 2～8 (略) 第16条(特約の適用) 本特約に定めがない場合は、「長崎銀行キャッシュ・クレジット一体型カード規定」及び本カードのキャッシュカード機能については「長崎銀行普通預金規定」、「長崎銀行総合口座取引規定」、「長崎銀行カード規定集」、クレジットカード機能については「九州カード会員規約」を、JRR九州のSUGOCAカードとしての機能については、「ICカード乗車券取扱規則」、「SUGOCA電子マネー取扱規則」、「SUGOCAオートチャージサービス取扱規則」、 JR九州が定める「JR九州Web会員規約」並びに「JRキューボ利用規約」 、SUGOCAに関する特約をそれぞれ適用するものとします。 本特約と「長崎銀行普通預金規定」、「長崎銀行総合口座取引規定」、「長崎銀行カード規定集」、「九州カード会員規約」、「ICカード乗車券取扱規則」、「SUGOCA電子マネー取扱規則」、「SUGOCAオートチャージサービス取扱規則」、「SUGOCA電子マネー取扱規則」、「JQポイント取扱規則」、「SUGOCAに関する特約」、「長崎銀行キャッシュ・クレジット一体型カード規定」が相反する場合には、本特約が優先されるものとします。 但し、本特約が「SUGOCAに関する特約」と相反する場合には、「SUGOCAに関する特約」が優先されるものとします。

■ながさき ALL IN ONE JQ SUGOCA 提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用)に関する同意事項 新旧対比表

改定前	改定後
第2条 (同意) 会員はJR九州が独自に下記の個人情報を書記の目的のために、収集・利用することに同意します。 【収集・利用する個人情報】 【1】本カード入会申込書に記載した、会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス 【2】上記以外で、会員がJR九州に届出た事項 【3】JR九州及びJR九州グループにおける本カード利用に関する契約日、商品名、契約額、支払回数 【利用目的】 【1】JR九州の事業における市場調査、商品開発 【2】JR九州の事業における宣伝物・印刷物の送付等および営業案内 【3】本カードの機能・付帯サービスの提供 第3条 (個人情報の提供・利用) 会員は、当行及び当社が、以下の個人情報、保護措置を講じた上で、JR九州に提供し、JR九州が前条に定める利用目的で利用することに同意します。 【提供する個人情報】 【1】入会申込日、契約日 【2】本カード申込みに対する本カード発行の可否(ただし、その理由のぞく) 【3】本カード終了の事実(ただし、その理由のぞく) 【4】前条に基づき、JR九州が独自に収集・利用する個人情報(会員が本カード入会申込書に記載した氏名、生年月日、性別、住所、電話番号)について、会員が当行及び当社へ変更の届け出を行った場合における当該変更情報	第2条 (同意) 会員はJR九州が独自に下記の個人情報を書記の目的のために、収集・利用することに同意します。 【収集・利用する個人情報】 【1】本カード入会申込書に記載した、会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス 【2】上記以外で、会員がJR九州に届出た事項 【3】JR九州及びJR九州グループにおける本カード利用に関する契約日、商品名、契約額、支払回数 【利用目的】 【1】 JR九州Web会員サービスの提供ならびに案内(ただし、JR九州Web会員サービスの提供については「JR九州Web会員規約」が適用されます) 【2】JR九州の事業における市場調査、商品開発 【3】JR九州の事業における宣伝物・印刷物の送付等および営業案内 【4】本カードの機能・付帯サービスの提供 第3条 (個人情報の提供・利用) 会員は、当行及び当社が、以下の個人情報、保護措置を講じた上で、JR九州に提供し、JR九州が前条に定める利用目的で利用することに同意します。 【提供する個人情報】 【1】入会申込日、契約日、 本カード利用に関する契約日、商品名、契約額、支払回数、加盟店様、加盟店名称 【2】本カード申込みに対する本カード発行の可否(ただし、その理由のぞく) 【3】本カード終了の事実(ただし、その理由のぞく) 【4】前条に基づき、JR九州が独自に収集・利用する個人情報(会員が本カード入会申込書に記載した氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、 Eメールアドレス)について、会員が当行及び当社へ変更の届け出を行った場合における当該変更情報

【JRキューボ利用規約】(2017年7月7日制定) ※これまでの【JQポイント取扱い規約】に替わり制定しております

第1条 (本規約の目的)

この規約は、九州旅客鉄道株式会社(以下「当社」といいます。))が、次の各号に定めるサービスの利用者(以下「利用者」といいます。))に対して提供するポイント(以下「JR キューボ」といいます。))の内容及び適用条件等に関する基本事項を定めたとのものです。

- (1) 当社が、「JR九州Web 会員規約」等にもとづいて提供するサービスの利用者
- (2) 当社が、「JR九州インターネット列車予約サービス利用規約」等にもとづいて提供する JR九州インターネット列車サービスの利用者
- (3) 当社及び当社が提供するクレジットカード会社が、会員規約等にもとづいて発行する「JQ CARD」の利用者
- (4) 当社が、「ICカード乗車券取扱規則」等にもとづいて発行するICカード乗車券「SUGOCA」の利用者
- (5) 当社が定めるその他の利用者

第2条 (適用範囲)

- JR キューボのサービス内容等については、この規約の定めるものによります。
2. 利用者は、この規約並びに第1条の(1)から(4)の規約・規則等に定めがない事項については、当社、当社グループ企業、当社が提携する企業が「JR キューボの利用に対して別途定める規約、特約、規則及び規定等」(以下、「利用規約等」といいます。))に従うものとします。

第3条 (用語の定義)

- この規約における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。
- (1) 「JR キューボ」とは、この規約に従って利用者に付与されるポイントを開きます。
 - (2) 「ボーナスポイント」とは、通常付与されるポイント以外に、当社が定める特別の条件下で付与されるポイントを開きます。
 - (3) 「ポイントチャージ」とは、SUGOCA用の自動券売機で、JR キューボを使用して、SUGOCAのSF(ストアードフェアカード)の機能により SUGOCA に記録される金銭的価値を開きます。))にチャージすることをいいます。
 - (4) 「ポイントセンター」とは、利用者への JR キューボの付与、管理を行うシステムセンターを開きます。

第4条 (ポイントの付与)

- 当社は、利用者に対して、次の各号に定める JR キューボを付与します。
- (1) JR九州インターネット列車予約サービスの利用金額などに応じた付与
 - (2) JQ CARD によるカードショッピングのご利用金額などに応じた付与
 - (3) SUGOCA の SF 利用、又は当社が指定する JR キューボ付与の対象となる加盟店における電子マネー利用に応じた付与
 - (4) 利用者の各サービスの利用実績や懸賞・キャンペーンへの応募状況などにもとづいた付与
 - (5) その他当社が別途定める方法により付与
- 付与された JR キューボの換金、又は第三者への譲渡等はできません。

第5条 (ポイントの効力)

- JR キューボは、ポイントセンターで付与処理が完了した時点で有効となり、その日をポイント付与日とします。なお、第4条1項の各号に定めるポイントごとに、付与日が異なる場合があります。
2. JR キューボは、付与された日から2年後の月末まで有効です。有効期限を過ぎた JR キューボは自動的に失効します。
 3. 利用者が、この規約及び第1条各号に記載される各サービスの規約等に違反した場合、利用者に付与されている JR キューボは失効します。

第6条 (ポイントの照会・合算)

- 利用者は、JR キューボの付与日、付与状況、残高、交換状況、失効予定などについて、当社指定の方法にもとづいて照会することがあります。
2. JR九州Web 会員に登録した利用者は、当社サイトから当社所定の手続きにより、利用者本人名義の「JQ CARD および記名式 SUGOCA」を、各々最大5枚まで登録することにより、第4条第1項の各号にもとづいて付与する JR キューボの合算、照会が行えます。
 3. 利用者が、JR九州Web 会員サービスと併合する場合には、インターネット列車予約サービスの利用にもとづいて付与されたポイントはすべて失効し、また利用者本人名義の JQ CARD および記名式 SUGOCA の利用にもとづいて付与された JR キューボは各々の JQ CARD 及び記名式 SUGOCA ごとに個別に管理されるようになります。
 4. 利用者が、本条第2項で定める JR キューボの合算のための登録を解除した場合には、利用者本人名義の JQ CARD 及び記名式 SUGOCA の利用にもとづいて付与された JR キューボは各々の JQ CARD 又は記名式 SUGOCA ごとに個別に管理されるようになります。

第7条 (ポイントの交換)

- 利用者は、付与された JR キューボを当社指定の手続きにより、当社が指定する商品・サービスと交換することができます。
2. 前項に定める手続きによって一旦交換した JR キューボは、その交換を取消すことはできません。
 3. 交換した商品・サービスの換金、又は第三者への譲渡、販売はできません。
 4. 交換した商品・サービス、もしくはこれらに関する通知又は送付書類のお届け先は、利用者が当社所定の手続きによって指定した当社に届け出られている自宅住所とし、それ以外の場所をお届け先として指定することはできません。
 5. 前項の定めるところにより、当社に届け出ている事項に関する変更の届出がないために、商品・サービス等が延着又は不届となった場合には、通常到着すべき日に会員に到着したものとみなします。
 6. JR キューボを商品・サービスと交換した後に、JR九州インターネット列車予約、JQ CARD のカードショッピング、SUGOCA の SF 利用など、JR キューボ付与のもととなった取引の一部、又は全部を取消した場合、交換した JR キューボに相当する価額の返還を当社より利用者に対してご請求する場合があります。

第8条 (ポイントの SUGOCA チャージ)

- 利用者は、第6条第3項で規定する JR キューボの合算対象として予め登録した SUGOCA の SF、又は利用者のうち JQ CARD 会員が当社別に定める SUGOCA オートチャージ取扱規則第4条に基づき、オートチャージサービス利用契約を締結した当該オートチャージ SUGOCA の SF に、JR キューボをポイントチャージすることができます。
- ポイントチャージの取扱いは SUGOCA 用の自動券売機に限りです。
3. JR キューボを SF にポイントチャージする場合は、1ポイント1円として換算し、100円、200円、300円、400円、500円、1,000円、2,000円、3,000円、5,000円、10,000円のみずつの金額をチャージすることができます。ただし、1枚あたり100円を超えることはできません。
 4. 一度 SUGOCA の SF にポイントチャージした JR キューボは、再び JR キューボに戻すことはできません。
 5. ポイントチャージ後の SF の取扱いについては、当社の「ICカード乗車券取扱規則」に従うものとします。
 6. 当社は、交換した SF の紛失、盗難等を理由とする SF の再提供及び保証の義務を負いません。
 7. 交換後の SF の取扱いについては、IC カード乗車券取扱規則及び SUGOCA 電子マネー取扱規則の定めによるものとします。

第9条 (業務委託)

- 会員は、当社が指定する委託先(以下「委託先」といいます。))に対して、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。
- (1) JR キューボの加算・利用に関する業務
 - (2) JR キューボの情報処理・電算機処理に付随する業務
 - (3) その他、当社が指定した JR キューボのサービスにかかる業務
2. 会員は、当社が前項の委託業務範囲を追加・変更することがあることを、予め承諾するものとします。
3. 会員は、委託先が本条第1項の業務を行うために必要な範囲で、会員に関する情報を当社が委託先に提供することを、予め承諾するものとします。

第10条 (免責事項)

- JR九州Web 会員の会員ID等の漏洩・盗難、または保有する JQ CARD や SUGOCA の SF の盗難・紛失等により、第三者が JR キューボを不正に使用した場合であっても、当社は一切の責任を負いません。
2. 利用者が、オートチャージ SUGOCA の SF の盗難・紛失等の際、IC カード乗車券取扱規則第32条及び第46条に定める紛失再発行の手続きを行わなかった場合、及び再発行登録を行い当社の使用停止措置が完了するまでの間、当該 SUGOCA の SF へのポイントチャージなどにより生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。
 3. 自動改札機などの機器の障害や輸送障害又は運営上の都合により、やむを得ず SUGOCA が利用できないことによって、当該利用に対する JR キューボの付与ができない場合であっても、当社及び加盟店は一切の責任を負いません。
 4. その他、当社の責任に帰することのできる事由から発生した損害については、当社は一切責任を負いません。

第11条 (ポイントサービスの終了、中止、変更)

- 会員は、当社が、会員がすでに取得した JR キューボの価値に影響を及ぼすか否かがかわからず、JR キューボのサービスを終了、中止又はこの規約を変更することができるとを予め承諾するものとします。
2. 当社は、JR キューボのサービスの終了、中止及びこの規約を変更する場合は、その旨を当社ホームページにて告知し又はその旨を会員へ通知するものとし、当該告知、又は通知に対して指定する期日をもって、JR キューボのサービスの終了、中止、又は規則の変更がなされるものとします。

第12条 (ポイントサービスの制限、停止、廃止)

- 当社は、運営上の都合や、天災、停電、通信事業者等のシステム異常等の不可抗力の発生により、この規約に定める JR キューボのサービス提供を、予告なく一時的に制限、停止することがあります。
2. 当社が前項に基づき、JR キューボのサービスについて一時的な制限又は停止を行った場合に、会員に何らかの損害又は不利益が生じても、当社は一切の責任を負いません。

第13条 (管轄裁判所)

- 会員と当社との間で紛争が生じた場合には、当事者間で誠意をもって解決するものとします。
2. 利用者と当社との紛争については、福岡地方裁判所又は福岡簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第14条 (規約の発効)

本会員規約は、日本標準時間 2017 年 7 月 7 日から有効とします。

【JQ CARD 利用者に関する附則】

- (定義)
この附則は、JQ CARD 会員に対する JR キューボの提供に関する事項を規定するものです。

第1条 (ポイントサービスの変更)

- (1) 「JQ CARD 会員」とは、この規約が有効となる日時に「JR キューボ」と名称を変更し、同じポイント数で JR キューボに継承されます。
2. JQ CARD 会員は、この規約第6条に定める当社サイトからの JR キューボの照会・合算のためには、別途 JR九州Web 会員に登録する必要があります。

第2条 (JQ CARD の利用に対して付与されたポイントの効力)

- (1) 以下に示す場合、会員に付与されているポイントは失効します。
① JQ CARD 会員が、JQ CARD を退会した、又は会員規約等で定められた会員資格を喪失した場合
② JQ CARD 会員が、この規約、会員規約等、又は当社の規則等に違反した場合

第3条 (JQ ネットクラブの取扱い)

- JQ ネットクラブで提供するサービスは、JR キューボサービスの開始とともに、JR九州Web 会員サービスに付随するサービスとして継続します。
2. 前項に定める JR九州Web 会員サービスの利用を希望する JQ CARD 会員は、「JR九州Web 会員サービス」への登録を行う必要があります。
 3. JR キューボの開始とともに、当社は JQ ネットクラブの入会受付を終了します。また、当社所定の方法で告知した後に、既存の JQ ネットクラブ会員に対しても、当該サービスの提供を終了します。当社は、当該サービスの終了にともなういかなる不利益及び損害についても、一切の責任を負いません。

【SUGOCA 利用者に関する附則】

- (定義)
この附則は、SUGOCA 利用者に対する JR キューボの提供に関する事項を規定するものです。

第1条 (SUGOCA の SF 利用時のポイント付与)

- 当社は、次の各号に定める SUGOCA の SF 利用について、JR キューボを当社の定める付与基準に基づき提供するものとします。

- (1) SUGOCA で当社券を利用するとき、自動改札機(福岡市交通局高速鉄道線設置の自動改札機を含む。))による入出場を行った際の運賃は、IC カード乗車券取扱規則第18条に定める SUGOCA の利用エリア内の当社線が含まれる場合
- (2) SUGOCA で、当社筑肥線下山門・唐津線西唐津間各駅と姪浜線地下鉄線各駅間相互発着となる区間を自動改札機による入出場を行った場合
- (3) SUGOCA で、ICカード乗車券取扱規則第60条に規定するエリア内を自動改札機による入出場を行った場合
- (4) SUGOCA 用の自動券売機で、SUGOCA の SF と、IC カード乗車券取扱規則第18条に定める SUGOCA の利用エリア内となる自由席特急券とを引き換える場合
- (5) 当社が指定する JR キューボ付与の対象となる加盟店で、SUGOCA の SF を SUGOCA 電子マネーとして使用した場合
- (6) 当社若しくは IC カード乗車券取扱規則第59条第2項に規定する事業者(以下「SUGOCA 事業者」といいます。))が実施する施策等により定められた条件のもとで、SUGOCA の SF による当社線若しくは SUGOCA 事業者線の利用又は加盟店での電子マネー利用を行った場合

2. 前項第1号及び第6号に基づいて JR キューボを付与する当社線又は SUGOCA 事業者線利用の運賃は、自動改札機で改札を受けて入場及び出場し SUGOCA の SF から減額されたものが付与対象となります。
3. SUGOCA 定期券の有効期限内に券面表示区間内を利用する場合は、JR キューボの付与対象となります。
4. SUGOCA の SF 利用が次の各号の1に該当する場合は、ポイントの付与対象となります。
(1) SUGOCA の SF と乗車券等類(SUGOCA 事業者が発売する乗車券を含みます。))を引き換えた場合。ただし、第1項第4号に定める場合を除きます。
(2) 自動精算機での他の乗車券類の精算に SUGOCA の SF を使用した場合
5. 自動改札機による出場以外の方法により SUGOCA の SF から運賃を減額する場合、JR キューボの付与対象とならない場合があります。
6. 第1項に定められるもののほか、当社線及び SUGOCA 事業者線並びに加盟店の利用促進を図るため、当社が別に定めるところによりボーナスポイントを付与することがあります。
7. 第1項及び前項の規定による付与のほか、利用者は、当社とポイント交換の提携を行う事業者で付与されたポイントを JR キューボに交換することができます。
8. JR キューボは、付与対象となる SF 利用があった日の翌々日以降に、ポイントセンターで当該ポイント口座への付与処理を行います。ただし、第1項第6号に基づいて付与する JR キューボは付与対象となる SF 利用があった日の4日以後以降に付与処理を行います。
9. 当社は、JR キューボの付与基準を予告なく改定することがあります。

第2条 (SUGOCA の SF 利用に対して付与されたポイントの効力)

- 次の各号の1に該当する場合は、当該 SUGOCA に付与処理が実施される前の JR キューボを含め、付与されている全ての JR キューボは無効となります。
- (1) IC カード乗車券取扱規則第31条及び同第44条に定める払いもどしを行う場合
 - (2) IC カード乗車券取扱規則第27条、同第28条及び同第43条の規定により SUGOCA が無効となる場合
 - (3) SUGOCA 事業者において前各号に準ずる取扱いを行う場合
2. 偽造、変造又は不正に作成された JR キューボを使用しようとした場合には、IC 規則第28条及び同第43条の定めを準用して、当該 SUGOCA は SF 及び定期券部分を含めて無効として回収します。

第3条 (SUGOCA 再発行時の取扱い)

IC カード乗車券取扱規則第32条及び同第46条の規定に基づき紛失再発行の取扱いを行うとき(SUGOCA 事業者において取り扱うときを含みます。))並びに IC 規則第34条及び同第48条の規定に基づき障害再発行の取扱いを行うとき(SUGOCA 事業者において取り扱うときを含みます。))は、再発行前の SUGOCA に付与されている JR キューボの残高は再発行を受けた日の翌々日以降に、再発行した SUGOCA に引き継がれます。

第4条 (自動改札機におけるポイント履歴の確認)

JR キューボ履歴は、当社の定める SUGOCA 用の自動券売機及び当社が別に定める方法により次の各号に定めるとおり確認することができます。

- (1) 履歴の内容は JR キューボの付与、交換、失効の取扱い月日、取扱いポイント数とします。
 - (2) 履歴は、最新の履歴から20件までさかのぼって表示又は印字し、確認することができます。
 - (3) 次の場合は履歴の確認はできません。
ア 26週間を経過した履歴
イ 履歴の印字をした自動券売機で、一定時間を経過せずに当該自動券売機により印字し、確認する履歴
2. SUGOCA 用の自動券売機での JR キューボの履歴確認の取扱い箇所は、最新の SUGOCA ご利用ガイド、印刷物又は当社ホームページによります。
3. 前項規定によらず、JR九州Web 会員が、保有する記名式 SUGOCA をこの規約第6条第3項に定める方法によって登録した場合には、当該 SUGOCA に関する JR キューボ履歴の照会を自動券売機で行うことはできません。

第5条 (返品・払いもどし時の処理)

- 当社の指定する JR キューボ付与の対象となる加盟店において、商品の購入時・サービス等の申込時に JR キューボ付与の対象となった商品・サービス等の返品、払いもどし、取消し等を請求する場合は、当該ポイントが付与された SUGOCA 及び当該商品等に添付するレシート一紙を提示しなければなりません。この際、付与された JR キューボに相当するポイントの差引き又は対価の返還を当社より請求する場合があります。
2. SUGOCA 利用者に関する附則の第1条第1項に規定する自由席特急券について、払いもどしを請求する場合は、当該ポイントが付与された SUGOCA を提示しなければなりません。